



神戸旧居留地 広告物ガイドライン

旧居留地連絡協議会
<http://www.kobe-kyoryuchi.com/club/>

旧居留地連絡協議会
The Former Foreign Settlement Of Kobe

神戸旧居留地 『広告物ガイドライン』の 発行にあたって

風格とにぎわいある都心(まち)づくりをめざして

広告物は、ビルや事業所・店舗の案内など、来訪者に情報を伝える上で不可欠のもので、にぎわいを演出し、街並みの形成に寄与しているような好事例も多くみうけられます。しかし反面、商行為の一環として使われることが多く、その性格が強くすぎて周辺の景観になじまないものも少なくありません。

旧居留地連絡協議会では、1997年に「都心(まち)づくりガイドライン」を策定し、目指すべき街並みについての提言を行っています。そしてこれを受け、旧居留地らしい広告物のあり方を整理した「広告物ガイドライン」を2003年に発行しました。

本冊子は、これから10年近くを経過した街並みの変化にあわせて内容の見直しをした改訂版で、前回と同様、幾度も地区の昼・夜間実情点検や他都市における事例を研究し、議論を重ねてきた成果です。

広告物を阻害要因ととらえるのではなく、旧居留地の個性ある街並みを演出する一手段とするための指針ですが、教科書でもマニュアルでもなく、旧居留地への愛情と将来への期待を込めた「提案書」です。広告物を掲出されるに際しての参考にしていただければ幸いですし、また同時に、これをたたき台に、これから街並みについての意見交換と一層の合意形成が進むことを望むものです。

2013年1月 旧居留地連絡協議会

Contents

- 02 広告物設置にあたっての基本的な姿勢
- 03 広告物設置にあたっての視点
- 06 広告物の種類別ガイドライン
 - 07 1. 壁面広告
 - 08 2. 地上広告物
 - 09 3. 幕・バナー
 - 10 4. テント利用広告
 - 11 5. 窓面広告
 - 11 6. 自動販売機
 - 12 7. パーキングサイン
- 13 その他
- 15 広告物掲出のルール
- 17 都心(まち)づくりの基準



広告物設置にあたっての 基本的な 姿勢

旧居留地における広告物は、ビルや事業所・店舗などの「表札」です。

えてして広告物は目立つことを第一義とし、街並みを乱雑にする要因となりがちですが、このような商行為を前面に押し出すような方法は、旧居留地の街並みになじみません。

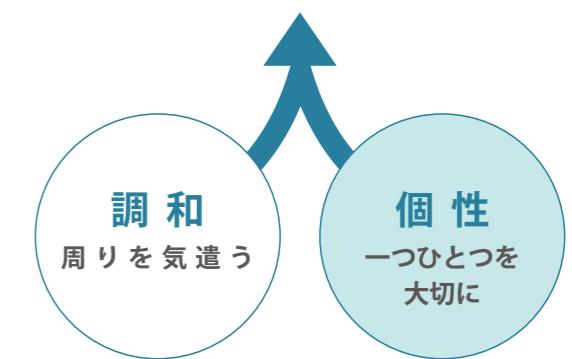
広告物の設置にあたっては、街並みを阻害しないだけでなく、むしろ成熟した都心(まち)を彩り、旧居留地の風格あるにぎわいを演出するといった姿勢が重要であると考えます。

そのためには、個々の広告物が高質であると同時に、建物や街並み等、これが置かれる環境に十分配慮されたものでなければなりません。

<広告物設置にあたっての基本的な姿勢>

「目立つために」から
「成熟した都心(まち)を彩る」
の姿勢へ!!

旧居留地の風格ある
にぎわいを演出する



“成熟した都心(まち)を彩る”ために、
広告物設置にあたっての

視 点

旧居留地の街並み形成に寄与するような広告物とするために、次のような視点からの配慮を提案します。

① 街並みの輪郭を整える

旧居留地では、建物の壁面線やスカイラインが緩やかに揃った「囲まれ型まちなみ」の継承を目指しています。広告物によって、これが乱されるようなことがあってはなりません。

② 建物を引き立てる

広告物もビルの外観を構成する一つの要素として、建物本体を引き立てるようなものであるべきです。

③ 心地良さを誘う

通りの総体的な美しさや固有の雰囲気を、道行く人に感じてもらえるよう、広告物も寄与すべきです。

以下に、これら3つの視点に対応するための具体的な方策を整理、提案します。

視 点 ① 街並みの輪郭を整えるには

スカイラインを乱さない



スカイラインを乱す屋上広告物の設置は避けるべきです。



旧居留地では、スカイラインが緩やかに揃った街並みの形成を目指しています。(屋上広告物の設置は、旧居留地では地区計画によって禁止されています。)※18ページ参照

通り景観を乱さない



階高を超えるような大規模な突き出し型の広告物は、通りの軸景観を覆い、集積することによって、ますます乱雑な街並みにします。



旧居留地では、建物の壁面線が緩やかに揃った街並みの形成を目指しています。(突出広告物の設置は、旧居留地では地区計画によって禁止されています。)※18ページ参照

視 点 ② 建物を引き立てるには

大きくし過ぎない



建物とのバランスを欠く過大な広告物は、ビル本体の質をも落としまいます。



適度な大きさの広告物は、ビル本体を引き立てます。

過度の情報提供を避ける



一つひとつは控え目なものであっても、同じ内容のものが重なることによって、煩雑さを招いてしまいます。



集約化し適度に配された広告物は、建物の品格をうかがわせます。

色合いを考える



景色を混乱させるような色使いは避けたいものです。



色使いには、周囲になじませる方法と、ポイント的に使う方法があります。また、色合いと大きさのバランスを考えることも重要です。

視点③ 心地良さを誘うには

一つひとつを美しく



簡易な広告物は、デザインの密度も低くなりがちです。



街並みを彩る要素としての広告物は、情報を伝えるだけでなく、建物本体とも調和し、密度高いデザインが求められます。

集積による猥雑さを避ける



小さなものでも、いくつも乱雑に集積することによって、雑ぱくな感じを与えます。



大きな文字でくどく表現せずすっきりとまとめても、情報は十分に伝えることができます。

旧居留地の“らしさ”を醸しだす



街並みにとって良いものは、地区の特性によって各々異なります



広告物の一つひとつが、旧居留地の個性をつくりだす要素となることを目指すべきです。

適切な維持管理で、いつまでも美しく

美しさを保つことは、街並みに対する責務です。



勿論、路上への設置は違法です

神戸旧居留地／広告物の種類別ガイドライン

- ◆ 旧居留地での広告物は**ビルや事業所の『表札』です。**
商品や営業内容など、商行為を前面に押し出す方法は、風格ある
旧居留地の街並みに似合いません。

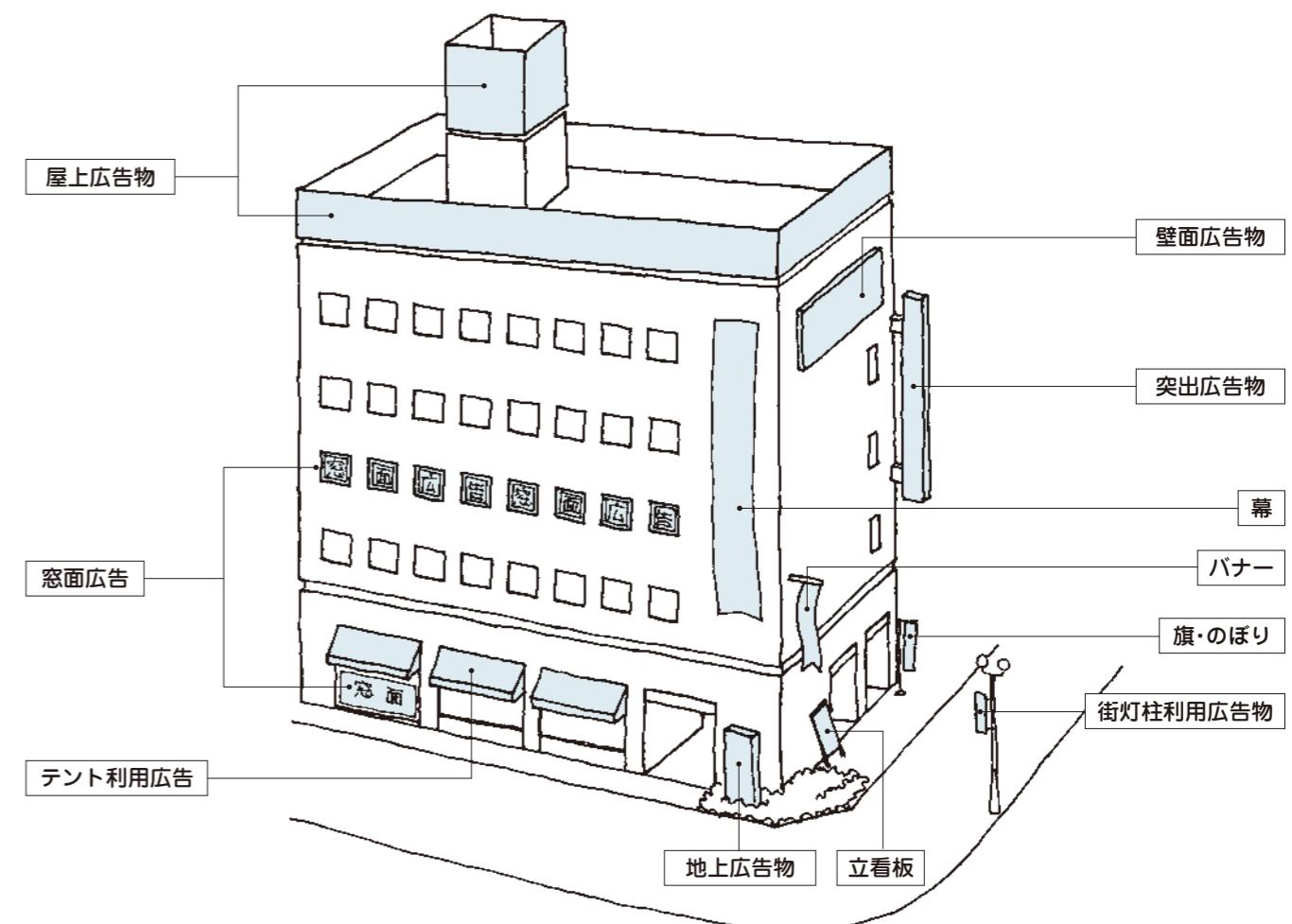
- ◆ 旧居留地では『自家用広告物』以外は掲出できません。

自家用広告物とは

自己の所有・管理・使用する建物や敷地に、自己の事業所名や営業内容等を表示する屋外広告物のことをいいます。

- ◆ 旧居留地では「屋上広告物」「突出広告物」の掲載は禁止されています。また、「街灯柱利用広告物」「標識利用広告」「アドバルーン」「旗・のぼり」「立看板」「はり紙・はり札」など、概して**街並みを乱雑にするような媒体の設置も自粛したいものです。**
(15ページ参照)

＜広告物の種類＞



1 壁面広告物

- ◆ 建物の壁面、とりわけ高い位置に掲出する広告物は、ビルの表札です。ビル名もしくはロゴマークのみの掲示が原則です。
- ◆ 設置する位置にあわせて、建物本体の良さを損なうことのないよう、大きすぎる、建物と無関係な形、目立ち過ぎる色使い、安っぽい材料、宣伝文字の羅列、同一内容の重複掲示、等は避けるべきです。
- ◆ ビル本体のテクスチャを失わないためには、箱文字にすることが一般に有効です。
- ◆ 低層部の店舗や飲食店では、旧居留地の風格ある賑いを演出するという姿勢が重要になります。具体的には、①建物本体と同系統の材質、色彩、意匠とすることでなじませる考え方と、反対に、②広告物をポイント的に活用するという方法もあります。

神戸旧居留地にふさわしい例



箱文字することで、ビル本体のテクスチャーを保っています。



ロゴマークでの表現も、企業イメージを伝達する上で有効です。



企業名を箱文字で表現し、建物本体になじませています。



素材を厳選し小規模にすることで、また街路案内サインとも一体的に配置して、建物や街並みになじませています。

神戸旧居留地に
ふさわしくない例



商品や営業内容の宣伝など、商行為の前面化は旧居留地の街並みに似合いません。



箱文字であっても、設置面に対して大規模すぎるものは、建物の良さを失ってしまいます。

2 地上広告物

- ◆ 建物の存在を薄れさすような過大なものや派手な色使いを避け、建物と一緒に計画・設計すべきです。
- ◆ 伝えたい情報を絞り、集約することが重要です。同一情報の重複掲示は、雑ぱくな感じを与えます。
- ◆ 歩行者の視線を主体に考え、高速で走る自動車からの視線に配慮する必要はありません。
- ◆ 敷地内であっても歩行者の通行の邪魔になるような位置には設置すべきではありません。
- ◆ 地上広告物であっても突き出し型は歩行者の視線を遮るので避けるべきです。

神戸旧居留地にふさわしい例



すっきりと情報を集約しています。



広告物の形態で、全体のイメージを特徴づけています。



建物本体と一体化して計画され、統一感をもたせています。



文字を書かなくても情報は伝わります。

神戸旧居留地に
ふさわしくない例



地上広告物であっても、突き出し型は避けたいものです。



同一内容の重複掲出は避けるべきです。



せっかくすっきりまとまつたものでも、管理の悪さで台無しになります。

3 幕・バナー

- ◆ 幕やバナーは風にそよぐもので
あることが原則です。
※バナーは2点支持もしくは3点支持が条件で、下部の固定された
ものは地区計画で禁止されている突出広告とみなします。
- ◆ 小規模なものをポイント的に配置することが原則です。特に複数を設置する場合、バナーの種類や数、各々の間隔距離などにも配慮が必要です。建物や街並みが覆い隠されるというようなことは避けるべきです。
- ◆ 設置する場所や高さについても、歩行者の視線を遮らないという配慮が求められます。
- ◆ 布等の柔らかい素材の特性を活かすことが重要です。
- ◆ 情報を文字だけで伝えるのではなく、パターンとして表現することが、乱雑な感じを与えない上で有効です。
- ◆ 汚れやすく、色落ちしやすいなど、素材の弱点を補う管理がとりわけ重要です。この視点から、幕やバナーは一時的な設置に向いた媒体といえます。

神戸旧居留地にふさわしい例



さりげない意匠・色使いで情報を伝えています。



やや大規模なものであっても、風にそよぐバナーは視線の遮り感を軽減します。

神戸旧居留地に
ふさわしくない例



大きすぎる幕は、建物の外観イメージを隠してしまいます。

営業行為を直接的に訴える文字の羅列は、旧居留地の求める賑いではありません。

4 テント利用広告

- ◆ ビルの壁面を飾るポイントとして活用すべきです。そのためには、位置、形態、色彩等に配慮するとともに、店舗や飲食店など、室内の雰囲気を道路に表出させるという視点が重要です。
- ◆ テントを広告に利用する場合、文字の多いものは宣伝行為が強くすぎ、品格を落とすことになります。一部に事業所名もしくはロゴマーク程度の記載に留めるべきです。
- ◆ 汚れや色落ちなど、テントは維持・管理面での注意が特に必要です。

神戸旧居留地にふさわしい例



ビルごとのさまざまな色合いの装飾テントが、室内の様子を伺せ、ビル壁面を彩ります。

神戸旧居留地に
ふさわしくない例



テントを商品や営業内容の宣伝には使いたくないものです。

5 窓面広告

- ◆ 一般に窓面広告はビルの風格を損ないがちで、とりわけ中高層部での掲出は避けるべきです。
- ◆ 低層部においては、一体的に計画すれば、建物に表情をもたせる手段にもなり得ます。

神戸旧居留地にふさわしい例



窓面広告は、方法によっては1階の表情をだす有効な手段になります。

神戸旧居留地にふさわしくない例



上層部では、一般にビルの風格を損ないがちです。

一時的な張り紙ではなあさです。

6 自動販売機

- ◆ 街を乱雑な感じにしないためには、道路に直接面して設置することを避け、建物の中に納めるべきです。
- ◆ 色調を背景にあわせ、自動販売機には広告を表示しないことが原則です。

神戸旧居留地にふさわしい例



7 パーキングサイン

- ◆ 旧居留地内のパーキングサインは、高速で走る車を対象にする必要はなく、規模や色彩、材質など、歩行者にとっても見苦しむという視点からデザインすべきです。
なお、旧居留地連絡協議会では、一時貸し駐車場への導入サインについて、標準仕様を取り決めています。設置する位置、背景となる建物、ターゲットとなる視点場等によって、この標準デザインを採用していただくことをお薦めし、お願いします。



その他の

ショーウィンドー／旧居留地らしい賑いを

- ◆商品や営業内容を強く前面に押し出す方法は、旧居留地には似合いません。ビル本体の品格を損ねることなく、一步控えた風格ある賑いを求めています。
- ◆特にショーウィンドーは、夜間の街並みに大きな影響を与えます。いやな光源にならないよう、光量や色調に特段の配慮が必要です。



建築物本体の形態を尊重しています。



ロゴのみで店舗や商品をイメージさせています。

歩行者の目につきやすい「突出し型」の設置には、とりわけ街並みへの配慮を

- ◆視線を遮らない程度の規模のものをポイントとして使う、旧居留地らしさを表現する等、街並み景観への寄与が求められます。



視線を遮らない程度の小規模なものをポイント的に配置し、街並みに点景を添えています。



視線を遮らない程度の小規模なものをポイント的に配置し、街並みに点景を添えています。

動く広告物や移動式のもの、夜間に明るすぎるものなどは旧居留地にはあいません



たとえ広告そのものが上質であつたとしても、動くものは旧居留地にはあいません。



敷地内であっても、移動式のものは歩行者の邪魔になるだけでなく、ビル本体を安っぽくみせてしまします。



夜間についても、点滅光源などの使用は控えるべきです。

夜間の街並み形成にも、果たすべき役割があります

- ◆単に明るいではなく、いやな明かりを抑制し、光と影で夜の街並みを演出する姿勢が重要です。

◇通りを照らすのではなく、こぼれる光が旧居留地には似合います



店内の明かりを街路にこぼしています。



ピロティーの明かりを街路にこぼしています。



ショーウィンドーの明かりを街路にこぼしています。



建物のライトアップの光を街路にこぼしています。

◇街並みに対して調和する一方、建物全体として個性を表現することも求められます



周辺にじませ、通りのまとまりを感じさせています。



顕在化させ、街角を特徴づけています。

◇夜間広告物の表現方法は様々です。場所の特性に配慮されている必要があります



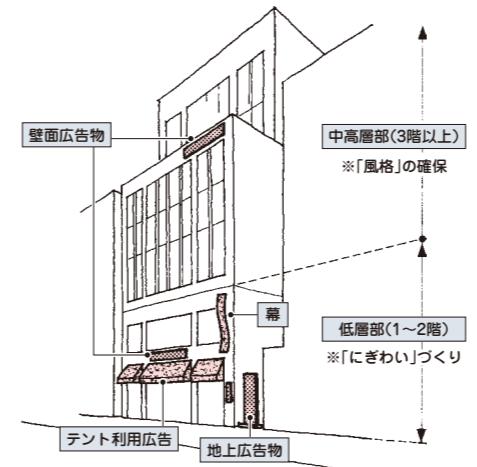
場所によっては街路に光を提供することも必要です。

神戸旧居留地／広告物提出のルール

広告物の種類	屋外広告物 設置基準
全ての広告物	(種類) ● 提出は、自家用広告のみとする。 (位置) ○ ● 窓等、建物開口部には、原則掲出しない。 (規模等) ● 必要最小限の大きさ、個数とする。 (意匠等) ○ ● 建物や周辺環境との調和がとれた意匠とする。 (表示内容) ● 表示内容は、簡素化する。 (照明) ● 必要最小限の光量とし、点滅等動かさない。 ○ 夜間対象でも昼間の美観を損なわない。 (その他) ○ 信号機や道路標識と紛らわしくしない。 ○ 既存広告物に他の広告物を併設しない。 ※ 移動式のものや動く広告物の設置は自粛する。
屋上広告物	● 掲出しない。(地区計画)
突出広告物	● 掲出しない。(地区計画)
壁面広告物	● 表示面積の合計(テント利用広告物を含む)は、 ・道路①に面する壁面：高さ31m以下の建物立面積の1/10以下。 ・道路②に面する壁面：高さ20m以下の建物立面積の1/10以下。 (道路①、道路②：旧居留地地区計画に基づく壁面の位置の制限の対象となる道路。次ページ右下図参照。) ● 3階の床面以上の高さに掲出する場合は、 ・1壁面につき1個以下。 ・建物名、事業所名、社章のみの表示。 ・箱文字、切文字等で壁面との調和に配慮された意匠とする。 ただし、店舗(飲食店を含む)の部分は除く。 ○ 表示面積70m ² 以内。 ○ 同一壁面への同一表示内容の複数掲出は原則禁止。 ○ 取り付け壁面からはみださない。
地上広告物	● 道路上および建物外壁の後退部分(道路境界から1mまで)には掲出しない。 ● 地上からの高さ5m以下。 ○ 表示面積は、1面につき40m ² 以下。 ※ 突き出し型の形態を避ける。
幕・バナー	● 1個の表示面積の合計は5m ² 以下。(両面に表示するものは、その合計) ※ バナーとは2点もしくは3点支持のものをいう。
テント利用広告物	※ テント1張につき、1か所以内。 ※ 表示は事業所名およびロゴマークのみ。
アーチ利用広告物 アドバルーン	※ 掲出しない。
街灯柱利用広告物 標識利用広告 旗及びのぼり 立看板 はり紙及びはり札	※ 掲出しない。 ただし、公共目的をもつものや地元まちづくり組織等が掲出するもので、かつ一時的な掲出を除く。
窓面広告	※ 室内に掲出するものであっても、2階以上で、かつ店舗(飲食店を含む)以外の用途の部分に掲出しない。
自動販売機	※ 道路に直面して設置しない。 ※ 自動販売機に広告物を表示しない。 ※ 地色は建築物との調和に配慮する。
その他	※ 駐車場導入サインを掲出する場合は、原則として別に定める規格のものとする。 ○ 既存のものについても、基準に不適合なものは屋外広告物許可の更新ができません。

- は景観法に基づく「景観計画(旧居留地都市景観形成地域)」に定められている内容です。
- 表示面積が10m²を超える屋外広告物を掲出する場合は、神戸市(都市計画総局まちのデザイン室)への届出が必要です。
- は「神戸市屋外広告物条例に基づく許可基準」として定められている内容です。
- 表示面積が10m²を超える屋外広告物を掲出する場合は、神戸市(建設局道路部管理課占用係)の許可が必要です。
- ※は「旧居留地連絡協議会」の自律ルールです。

広告物の種類

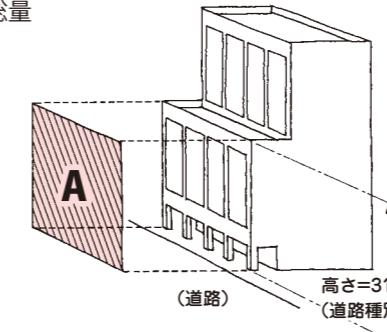


- ◆掲出は自家用広告物のみ
- ◆屋上広告物、突出広告物の他、アーチ利用広告物、アドバルーン、街灯柱利用広告物、標識利用広告、旗・のぼり、立看板、はり紙・はり札等も原則、掲出しない
- ◆点滅するものや動く広告物は掲出しない



壁面広告物

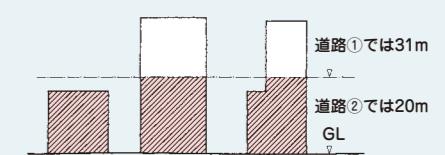
- ◆壁面広告物の総量
(合計面積)は、Aの1/10以下



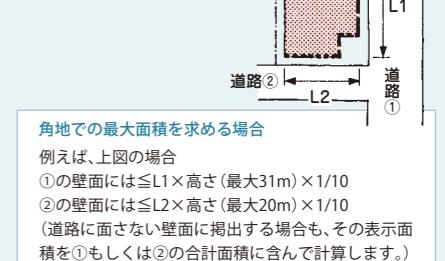
- ◆3階以上には1カ所のみ
 - ◆同一内容の複数掲出はしない
 - ◆取り付け壁面からはみださない
-

Aの算出は

<立体パターン>

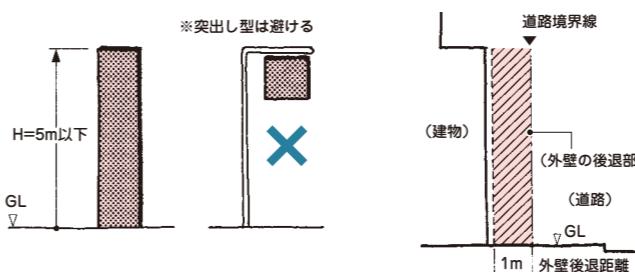


<平面パターン>



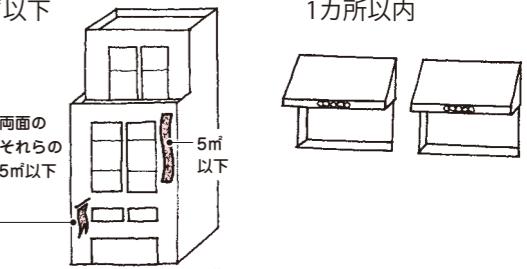
地上広告物

- ◆地上からの高さは5m以下
- ◆道路上や外壁後退部分は掲出しない



幕・バナー

- ◆表示面積5m²以下



テント利用広告

- ◆テント1張りに1カ所以内



神戸旧居留地／都心(まち)づくりの基準

旧居留地では景観法に基づく「景観計画」や都市計画法に基づく「地区計画」が定められており、建築物の新・増・改築等にあたっての基準が各々決められています。

これらの基準（地区整備計画および景観形成基準）は、最低限のルールが定められたもので、守らなければならぬことは言うまでもありませんが、それ以上に基準設定の趣旨を理解し、それに沿うような配慮をしていただくことが重要です。

■景観計画（旧居留地都市景観形成地域）

旧居留地都市景観形成地域の景観形成方針・景観形成基準は
神戸市ホームページでご確認ください。



https://www.city.kobe.lg.jp/a30028/shise/kekaku/jutakutoshikyoku/scene/10_keikankeikaku/302_kyukyoryuchi.html

■地区計画（旧居留地地区）

位 置	神戸市中央区西町、明石町、播磨町、浪花町、京町、江戸町、伊藤町、東町、前町、海岸通																
区 域	計画図のとおり																
面 積	約22.1ha																
整 備 の 方 针	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中枢管理業務機能の集積と商業・文化機能の拡充による土地の高度利用 ○ 都心にふさわしい都市空間の形成と都市機能の強化 																
地 区 施 設 の 整 備 方 针	<ul style="list-style-type: none"> ○ 歩道と一体となったオープンスペースや街角広場の設置 ○ 安全で快適な都市空間の創出 																
建 築 物 等 の 整 備 方 针	<ul style="list-style-type: none"> ○ 歴史的景観を有した中枢管理業務地にふさわしい都市環境の形成 ○ 歴史的建築物の保全・活用 ○ 壁面線を整えることによる連続感のある街並みの形成 ○ 耐震性を強化した建築物等の建設 ○ お年寄りや障害者などの利用にも配慮した建築物等の整備 																
地 区 施 設	街角広場 12ヶ所 0.24ha																
用 途 の 制 限	住宅は1階および2階部分に設けない。 風俗営業に係る施設は設けない。																
容 積 率 の 最 高 限 度	敷地面積900m ² 未満の場合：指定容積率-100% 敷地面積900m ² 以上の場合 公開空地面積率が5%未満の場合：指定容積率-100% 公開空地面積率が5～10%未満の場合：指定容積率-50% 公開空地面積率が10%以上の場合：指定容積率 <table border="1" style="float: right; margin-top: -20px;"> <tr> <th>指定容積率</th> <th>5%未満</th> <th>5～10%</th> <th>10%以上</th> </tr> <tr> <td>800%</td> <td>700%</td> <td>750%</td> <td>800%</td> </tr> <tr> <td>700%</td> <td>600%</td> <td>650%</td> <td>700%</td> </tr> <tr> <td colspan="4">公開空地面積率＝公開空地面積／敷地面積</td> </tr> </table>	指定容積率	5%未満	5～10%	10%以上	800%	700%	750%	800%	700%	600%	650%	700%	公開空地面積率＝公開空地面積／敷地面積			
指定容積率	5%未満	5～10%	10%以上														
800%	700%	750%	800%														
700%	600%	650%	700%														
公開空地面積率＝公開空地面積／敷地面積																	
容積率の最低限度	200%																
敷地面積の最低限度	900m ²																
計 画	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 30%;">壁面の位置の制限 高さの最高限度</td> <td style="width: 30%;">道路境界線① 5m以上 31m 道路+1m以上</td> <td style="width: 30%;">120m以下</td> </tr> <tr> <td>道路境界線② 5m以上 120m 道路+1m以上</td> <td>90m以下</td> </tr> </table>	壁面の位置の制限 高さの最高限度	道路境界線① 5m以上 31m 道路+1m以上	120m以下	道路境界線② 5m以上 120m 道路+1m以上	90m以下											
壁面の位置の制限 高さの最高限度	道路境界線① 5m以上 31m 道路+1m以上		120m以下														
	道路境界線② 5m以上 120m 道路+1m以上	90m以下															
高さの最低限度	20m																
形態・意匠の制限	外装材・窓ガラスは、落下防止の措置を講じる。 景観形成に寄与する建築物とする。 シースルーシャッターとする。 日除けテントは、高さ2.5m未満の部分には設置せず、支柱も設けない。 屋上広告物および突き出し広告物は設置しない。																
工作物の設置の制限	壁面位置制限を受ける部分に、門、へい、かき、さく、地上広告物、その他の工作物を設置してはならない。																

